

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、急速に進む少子高齢化、情報通信技術の発達などに見られる高度情報化、社会・経済のグローバル化、経済格差の進行などにより社会全体が急激に変化し、また、家庭と地域のつながりや人々の価値観も大きく変化しています。

一方、教育分野においては、子どもたちの学ぶ意欲や学力・体力の低下、家庭や地域の教育力の低下、教育格差、いじめ問題、さらには、社会全体における規範意識や倫理観の低下など、解決すべき多くの課題が指摘されています。

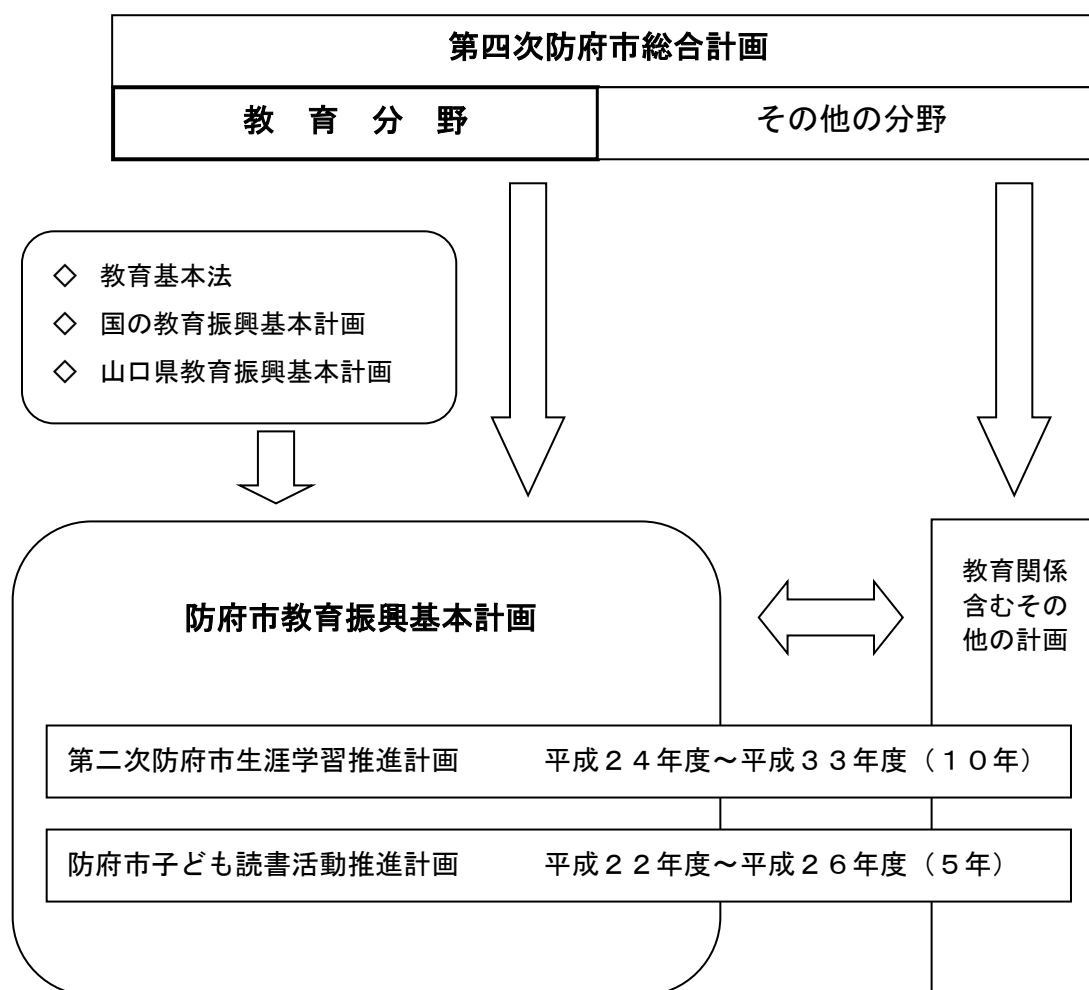
こうした中、平成18年12月、制定から約60年を経て教育基本法が改正されました。この教育基本法では、教育を取り巻くさまざまな状況の変化を踏まえた上で、豊かな情操、道徳心や公共の精神、生命や自然の尊重、伝統と文化の尊重といった教育の目標を掲げるなど、新しい時代の教育の理念が明確に示されました。

この教育基本法には、国は教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため教育振興基本計画を策定し、また、地方公共団体においては、地域の実情に応じた教育振興基本計画を定めるよう努めなければならないと規定されました。

防府市教育委員会では、これまでも第四次防府市総合計画に基づく総合的かつ計画的なまちづくりを進める中で、教育分野における各種施策を展開してきましたが、防府市教育振興基本計画は、教育基本法の趣旨や国・県の計画、また、第四次防府市総合計画を踏まえながら、本市教育の基本方針である「生きる力」を育むため、今後取り組むべき教育行政の施策体系をより明確にし、それらをさらに着実に推進していくための基本的な計画として策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項に規定する地方公共団体が定める教育振興のための施策に関する基本的計画として位置付けるもので、本市の最上位計画である第四次防府市総合計画の教育分野における部門別計画であり、防府市教育委員会が所管する施策を網羅するものです。



3 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、教育委員会事務局内の作業部会により作成された調査資料を基に庁内策定委員会で計画案を作成し、学識経験者、学校教育関係者、各種団体関係者及び公募の市民で構成された「防府市教育振興基本計画策定委員会」で協議、検討いただきました。

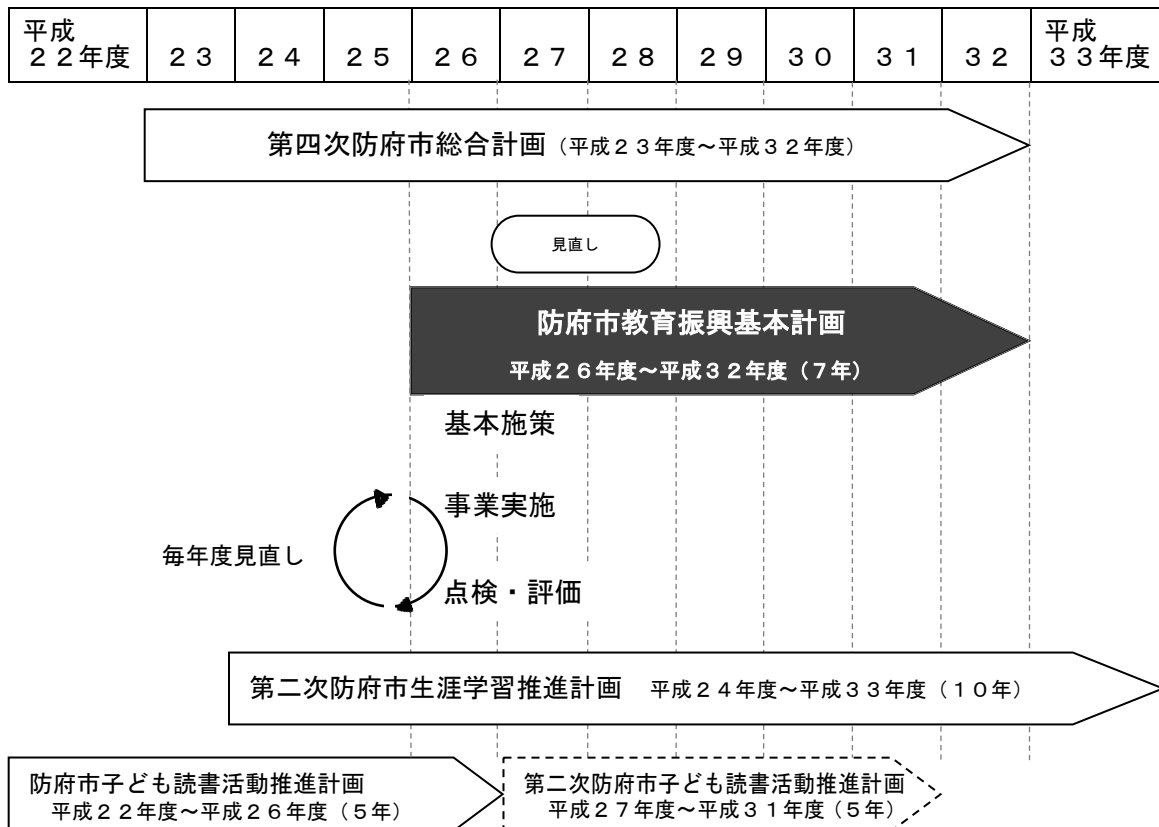
教育委員会では、このような検討を繰り返しながら計画書を作成し、広く市民の意見を反映させるため、パブリックコメントを実施しました。

4 計画の期間

計画の期間は、平成26年度から第四次防府市総合計画の終了年度となる平成32年度までの7年間とします。

なお、第四次防府市総合計画の見直し時には、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画期間内は、毎年度、事業の取組状況について点検・評価を行い、次年度の事業に反映させます。



5 計画の構成

本計画は、「第1章 計画の策定にあたって」、「第2章 教育を取り巻く現状と課題」、「第3章 計画の基本的な考え方」、「第4章 今後取り組むべき施策」、「第5章 計画の推進に向けて」の5章で構成しました。

第1章では計画策定の趣旨などの基本的事項を示し、第2章で教育を取り巻く社会の動向や本市教育の課題を明らかにした上で、第3章において本市教育のめざす姿や基本目標など、今後7年間の本市の教育目標を設定しています。第4章では、基本目標の達成に向けた基本施策と具体的な取組の内容を体系的に整理し、第5章において計画の推進体制や目標指標を設定しています。